

## 研究ノート

### ソフィエストにおける自然法概念の成立

—K-H・イルティングの所説に依拠して—

青野透

#### はじめに

- 一 自然法概念の定義
- 二 ノモスとピュシス
- 三 アンティフォン
- 四 アノニムス・プラトニス
- 五 アノニムス・イアンブリコス

むすび

#### はじめに

現代ドイツの碩学ヘルムート・コーリングは、『學問的対象としての自然法』と題する論文を次の言葉で始めてい  
る。「自然法という概念は、現在の学者達にとっては、まず精神史上の概念である。」<sup>(1)</sup>

コーリング自身、「自分は自然法の信奉者である。法史といつものは、自然法発見の歴史、その過程と見なされる<sup>(2)</sup>」と他の箇所で述べており、自然法思想が現代にあっても法思想史上での根強い伝統をなしている」とも事実である。さらに人工妊娠中絶や安樂死の是非をめぐる論議において、自然法的な思考に基づく見解が一定の説得力をもつ<sup>(3)</sup>ことも否定できない。それゆえ、精神史の対象としての自然法の研究を行う場合も、それは「自然法的なものの見方<sup>(4)</sup>が、なぜ現代にいたるまで多くの人々の心を捉えてきたのか」という問いに答えるものでなくてはならないであろう。

さて、精神史の領域で近年注目を集めているのが“概念史”という方法である。この方法をもじって近代法を対象に優れた研究を発表されている村上淳一教授は、概念史のもう意味について、次のように指摘している。

「たとえば、『国家』とか『所有権』とか『民事法』とかの概念について、それが過去において近代法におけるとは異なる意味内容を有していたことを明らかにし、その意味内容とそれぞれの社会の全体構造とが相互に規定しあつていていたことを指摘するとともにそのような意味内容が社会構造の変化に対応してゆく過程を追跡する」<sup>(4)</sup>。

こうした意味をもつ概念史研究の集大成としてドライヤー出版されたのが『歴史基本概念辞典』(Geschichtliche Grundbegriffe Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland, Stuttgart, 1972—) である。オットマー・ブルンナー、ヴァルナー・ローネンバーグ、そしてラインバルト・コゼンツックによじて編集されている<sup>(5)</sup>。自然法の項目は、すでに吉野悟教授が M・リーテルの執筆した「市民社会」の項目を詳細に紹介されている<sup>(6)</sup>。自然法の項目は、ベーゲル研究者として、また Archiv für Geschichte der Philosophie の編集者として我が国でも知られているカール・ハインツ・イルティングが執筆を担当し、古代ギリシアから現代にいたるまでの自然法思想の展

開を、多くの原典を引用しながらたどつてゐる(第四巻〔一九七八年刊〕11回五一三一三三ページ、その後イルティングの著書 *Naturrecht und Sittlichkeit*, Stuttgart, 1983 に所収)。

本稿は、ijのイルティングの叙述のつか、古代ギリシアのソフィストたちに関する *Sophistische Naturrechtslehren* と題する節(s. 245-250)に依拠しながら、自然法概念の成立過程を考察する。いわばイルティングの所説の紹介にあたる部分が多いが、しかし重要な論点について、若干批判的な私見を示すことを試みた。なお、イルティングが断片あるいは要約によって引用している原典については、であるかわり文章として示すよう努めた。その理由は、自然法という言葉が使われた史料の背後にどのような観念が隠されているかが、よりあからかになると考へるからである。

なお、ギリシア語原典の引用はすでにある邦訳によつたが、訳者の相違による訳語の不統一もみられるため、重要な言葉には原語を示しておいた。またアノニムス・イアンブリコスの断片の一部については、邦訳があつたらないため拙訳を試みた。

- (1) Helmut Coing, "Naturrecht als wissenschaftliches Problem," *Gesammelte Aufsätze II*, Frankfurt, 1982, s. 23. 同上  
倫逸訳「学問的対象としての自然法」ヘルムート・コーイング・上山安謙訳『ヨーロッパ法文化の流れ』ミネルヴァ書房、  
一九八三年、九六ページ。
- (2) ヘルムート・コーイング・久保正幡・村上淳一訳『近代法への歩み』東京大学出版会、一九六九年、一七七ページ、「訳  
者あとがき」より引用。
- (3) ijのような問題に対しても法および法学がどのようなかたちで接近であるかについては、加藤一郎「生命倫理と法——序論  
的考察——」『法協百年論集』一巻、有斐閣、一九八三年、参照。
- (4) 村上淳一『近代法の形成』岩波書店、一九七九年、v, vi ページ。概念史という方法については、『歴史基本概念辞典』

第一巻に収められた、コゼンツの *Einleitung* に詳しう。かかる、「一定の概念や観念が社会の歴史的構造に制約され

て成立しながら、一応相対的には独立の意味をもち機能し、さらに意味変化、機能変化をとげる」とはよくいわれる」とで  
あり」（矢崎光圀「村上淳一著『近代法の形成』」『法律時報』五一卷十一号、一九七九年十一月、110ページ）、思想史  
の方法としては Journal of the History of Ideas を創刊した A・ラヴァン・イーヴの考えに近いといえよう。

- (5) 概念史は、「国制史 (Verfassungsgeschichte) なる構造史 (Strukturgeschichte) の一部」（村上淳一「ヨーロッパ近代  
法の諸類型」『社会科学への招待 法律学』日本評論社、一九七九年、四四ページ）とされる。なお、平城照介「構造史と  
概念史」『中央大学文学部紀要』八八号（一九七八年三月）参照。
- (6) 吉野悟「M・リーデルの市民社会論から」『法学紀要』（日本大学）二〇卷（一九七九年三月）。

## 一 自然法概念の定義

自然法という言葉を、人々はどのような意味内容をもつて使いまた受けとめてきたのであろうか。イルテイングは  
項目の序文で、自然法を「理性的動物としてのすべての人間に對し、すべての実定法特に國家の法令なしに、そして  
それらの法と衝突するときでも、いついかなる所においても拘束力をもつてゐる法規範の体系<sup>(1)</sup>」と定義している。

「理性的動物としてのすべての人間に對し」というのは、自然法の存在を認めることができ、多くの場合、その認識可  
能性さらには認識不可避性の主張につながることを考慮してのことであろう。つまり、右の定義は、理性的動物であ  
るがゆえに人間は自然法を認識することができ、また認識しなくてはならないという自然法思想の基本的特徴を示し  
ていると考えられる。

また、「いついかなる所においても拘束力をもつ」という点に關しては、十八世紀末から十九世紀初頭にかけての  
ドイツにおいて、地域的・国民的に制約された、いわば相対的自然法を主張した法学者たちがいたことも忘れてはな

(3) らない。しかし、彼らの見解は「自然法に対する従来の確信が揺らぎだした時代における自然法の一変種<sup>(4)</sup>」であると位置づけられるのである。このように見てみると、右のイルティングの定義は、おおよそこれまで自然法として主張され理解された観念に合致すると云えよう。

さて、右のように定義された自然法概念は、イルティングによれば、「ヨーロッパ精神史において紀元前五世紀から現代に至るまでのはとんどすべての法律觀と規範論議のなかで、種々の名称でまた文脈に応じて変化する内包をもつて、支配的な役割を演じて来た。だが、そのような拘束力をもつた規範体系が存在するという主張は自明の」と云ふとして詮められたわけではなく、妥当性がそのほど詳しく論じられる必要があった。しかも「自然法を引き合いに出す」とはたいてい、その時々の歴史状況に対する態度表明が動機となっていた。そのため、この概念の用い方、妥当性の基礎づけ方、そして社会的機能が、概念史の対象になるのである。

- (1) Kahl-Heinz Ilting, Naturrecht, in *Geschichtliche Grundbegriffe Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, Bd. 4, s. 245. 参照。
- (2) 川嶋憲臣「自然法論」井上茂・矢崎光圀・田中成明編『講義法哲学』青林書院新社、一九八一年、116頁参考。
- (3) 橿村哲「啓蒙期自然法理論の現代的意義」『社会法学の展開と構造』日本評論社、一九七五年、1110頁参考。
- (4) 加藤新平『法哲学概論』有斐閣、一九七六年、161頁参考。

## 11 ヘヤベトム・カム

「“自然法”にあたる表現が最初に見られるのは、紀元前五世紀末のソフィストの議論によごんである。しかし、その前史の一部は一一・二千年前にまで遡る」<sup>(1)</sup>のがである。

イルティングは、本文をこう書きだしている。ソフィストたちに最初の自然法概念を見いだすことは一般に認められていることであろう。古代ギリシア哲学研究の権威の一人であるガスリーも、「自然法概念の歴史的に重要で影響力のある系統的論述はストア派において初めてみられるが、自然法概念の誕生は〔ヒッピアスたちの〕世紀においてみられる<sup>(2)</sup>」と指摘している。

では、自然法の歴史を三千年前まで遡りうるとはどういうことを意味しているのであろうか。イルティングはこの箇所の注で、ギリシア人の法の見方が古代オリエントのミュトス（神話的世界觀）と関係が深かつたと指摘し、E・トーピックの研究を参考するように求めている。そのトーピックはエジプト古王国のマアトと呼ばれる宇宙法則を自然法論の一例として示し、これを「社会＝宇宙的な世界秩序ないし自然秩序の思想の中でも最も古い歴史上確認できる刻印<sup>(3)</sup>」と位置づけている。おそらくイルティングは、エジプト古王国（紀元前二六八六年頃—二一八年頃と時代区分される）のこの観念に自然法の淵源を認めうるとするのであろう。

このように長い前史をもつと考えられる自然法観念であるが、それがギリシアにおいて *nómos* *rég* *phusis* 等の言葉で表されるためには、イルティングによれば「特殊ギリシア的な前提」が必要であった。その前提とは、この語を構成している二つの言葉、*nómos* と *phusis* のおのおのにおける言語慣用の変化である。

イルティングはまず、後者について「最初は植物の成長 *pflanzlichen Wachstum* を意味していた *phusis* の概念が、最終的には普遍的に *universal* 適用できるようになった」と述べている。しかし、この変化についてイルティングは、この語が初めて使われたのは『オデュッセイア』においてであると指摘しているだけでそれ以上の説明を加えていない。

文献上最古の *φύσις* の用例でありしかもホメロスでの語が使われている唯一の箇所は、「その薬草を地から引き抜き、アルゴス殺しの神様は、私に手渡したうえ、その性状 *φύσις* を教え示してくれたのでしたが、その草の根は黒い色で、牛乳に似た色の花を咲かせていました」<sup>(4)</sup> といふ一節である。

右の用例で *φύσις* という語が植物に関して使われているのは確認であるが、イルティングがこの箇所に基づいて植物の成長が最初の意味であったとしていることについては疑問が生じうる。<sup>(5)</sup> では、根が黒くて花が乳白色というのが、その薬草の「引き抜いて見ること」である *φύσις* であり、邦訳では「性状」あるいは「形」という語があつられ、英訳でも例えば “the real construction” が訳語として妥当であると云われていふ。<sup>(6)</sup>

従来、*φύσις* の意味については今世紀初頭のバーネットとハイデルの論争をきっかけに詳細な研究が積みかさねられてきてゐる。その論争は〈*φύσις* の由来・原初的意味は、ものを形成する《素材 the primary substance》である〉と主張するバーネットに対し、ハイデルが〈生成 growth〉が *φύσις* のより基本的な意味である〉と批判したことに始まるものであつた。<sup>(7)</sup> ともに綿密な論証を行つており、その詳細をひりで紹介するに足りないが、現在の研究者は例えど、「『<sup>(8)</sup>』は多分当初からただちに『生成』(Werden) とならんや『生成しておぬる』(Geworden-Sein) であつた」(F・バイニマン) と指摘している。

このようにみてくると、イルティングが *φύσις* の最初の意味を「植物の成長」とした「も決して理由のない」とではなかつたといえよう。ただし、『オデュッセイア』での用例は、*φύσις* に一つの基本的意味を認める今日的見解<sup>(10)</sup> においても、「生成してあること」はまだもつて外形において明らかになるため「生じてきた「外見」・「容姿」という意味での *φύσις* の代表的な用例としてあげられており、『オデュッセイア』に「植物の成長」という意味での *φύσις*

の起源を求めるることは無理であろう。<sup>(12)</sup>

次に、「普遍的に適用できるようになった」という点についてイルティングは何ら説明を加えていないが、F・ハイニマンの次の言葉がこの記述の理解を助けてくれる。つまり、「合理的、『自然科学的』思想が、イオニアの、そしてのちにはまたアッティカの精神生活のあらゆる領域に浸透するにつれ、『ピュンス』という言葉が適用される範囲は予想もつかぬ度合で広がつていった」<sup>(13)</sup>という言葉である。こうしてイルティングは、『成長』という意味をもつて *φύσις* があらゆるもの（法を含めて）に適用されていったことを示しているのである。<sup>(14)</sup>

さて、もうひとつの語 *νόμος* についてイルティングは「最初はポリスのその時々の国制（Verfassung）を意味していたが、[*φύσις* の場合と同様] 世界全体の秩序に対しても使われるようになつた」と指摘する。彼は *νόμος* の本来の意味についてカール・ショミットの『大地のノモス』を参照するよう求めており、*φύσις* の場合と同じく説明を加えていよいよ。

*νόμος* という名詞が *νέμειν* という動詞から派生してきた語であることは、既に指摘されていていたことである。F・ハイニマンも、「『ネメイン』という動詞はドイツ語の *nehmen* と同根であり、『イリアス』にはじめて現れて以来それには二つの異なる他動詞的意味がある。すなわち、『分ける』（また『分配する』、『割り当てる』）と『放牧する』（したがつて多分『牧場として家畜に割り当てる』）という意味である」と述べている。イルティングが参考照を求めているカール・ショミットも「うした語源論に基づき、*νόμος* の本来の意味は「陸地取得（Landnahme）」であると指摘している。けれども、先に示したようなイルティングの指摘する *νόμος* 概念の変遷を示唆するような記述をカール・ショミットに求める」とはできない。イルティングがカール・ショミットを参照するように求めたの

はおそらく、イルティングが *nómos* 概念の変遷の例として示す ヘラクレイトスの断片の理解のためであろうと考えられる。

イルティングが引用するヘラクレイトスの断片は Fragm. B114 と呼ばれているのである。すなわち、

「なぜなら、人間のもぢいている法なるもの *nómos* は、すべてが神の一なる法によって養われているものだからである。すなわち神のそれは、どこまでも意のままに支配し、すべてのものを充たして、なお余りあるものなのだ」。<sup>(17)</sup>

この断片は、三島淑臣教授も「『神的ノモス』の意味については従来はげしい解釈上の争いがある。これはヘラクレイトスの全思想の中心は何かという問題と不可分に結びついている」と指摘されてるよう<sup>(18)</sup>に、解釈の分かれる断片であるが、イルティングはこの断片に *nómos* の新しい言語慣用を見いだしている。つまり、〈都市の様々な国制 Verfassung は世界全体の国制を模範とするべきだ〉とヘラクレイトスが述べてると解釈するのである。われわれにとって理解しにくいのは、「法が養われていい」という表現であるが、この点に関してカール・ショミットは「ノモスは増大しうる」と述べ、「陸地取得」としてノモスはその支配領域を広げていくものであることを指摘している。<sup>(19)</sup>

このヘラクレイトスの「神の法」についてイルティングは、それを紀元前五世紀の意味における自然法 *nómos r̄gic* φύσεως と呼ぶ<sup>(20)</sup>る、そして、この観念は後にストア派やトマス・アクィナスにおいて “永遠法 lex aeterna” として再び登場することを指摘する。<sup>(21)</sup>

ただし、このヘラクレイトスの「神の法」・「世界法」は、拘束力を持つ規範体系の概念ではなくて、むしろ合法則的に秩序づけられた自然という考えに結びついたものであったとイルティングは述べる。ところは、このような初

期においては規範秩序の概念と自然秩序の概念とはじめに明確に区別されていなかつたからである。そのため、これからみるソフィストたちにおいても、法は自然秩序に適合せねばならぬ」ということが当然の「こと」と考えられていたといふティングは指摘してゐる。ドナルド。

- (1) Ilting, *Naturrecht*, s. 245.
- (2) W. K. C. Guthrie, *The Sophists*, New York, 1971, p. 118. 但し、ソフィストに「自然法の観念の明確な現れを見ようとするのは不可能である」などある見解もある。船田享一「希臘における自然法の観念」『法学協会雑誌』四二卷一号（一九二四年一月）六二一ページ。
- (3) E・ムーア・チャーチル・碧海純一監訳『認識と幻想』木鐸社、一九八四年、二二六五ページ。なおムーア・チャーチルの自然法論についてA・ハーバードロース・原秀男・栗田陸雄訳『自然法』成文堂、一九七四年、八一一八六ページを参照。
- (4) Homer, *Odysssee*, 10, 303. ホメーロス・吳茂一訳『オデュッセイア』上、岩波書店、一九七一年、二二〇二二二ページ。
- (5) 高津春繁訳「オデュッセイア」『世界古典文学全集』一卷、筑摩書房、一九六四年、三八三二二ページ。
- (6) 斎藤忍随「自然」若崎武雄・山本信編著『哲学』北樹出版、一九七八年、二二八ページ注より引用。
- (7) ベーネッラーの見解およびハイデルの批判に対する反論は次の著作においてみられる。John Burnet, *Early Greek Philosophy*, London, 1930. ベーネッラー・西川亮訳『初期ギリシア哲学』以文社、一九七五年。
- (8) 斎藤忍随「自然」二二一—二二九ページ参照。なお、ベーネッラーの見解に対してもR・G・コリングウッドの厳しい批判を加えている。R. G. Collingwood, *The Idea of Nature*, London, 1945, p. 47. R・G・コリンズ・グウェン・平林康之・大沼忠弘訳『自然の観念』みやま書房、一九七四年、二二一—二二九ページ。
- (9) Felix Heinmann, Nomos und Pysis, Darmstadt, 1980, s. 92. E・ベニラ・ム・廣川洋一・平井治・矢内光一訳『ヘヤケルス』みやま書房、一九八三年、一〇九二二ページ。
- (10) 例へば Vinzenz Rüfner, "Der Begriff der Natur innerhalb des Naturrechts," *Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie*, Bd. 34, 1940, s. 41 が、この見解をとっている。

- (11) Felix Heinemann, op. cit., s. 92. 前掲訳書、一〇九ペー<sup>ジ</sup>。
- (12) Charles H. Kahn, Anaximander and the Origins of Greek Cosmology, New York, 1960, p. 4, p. 201 以上も『太陽・月・やへト』の用例は bodily form (at maturity) を意味する指摘がある。
- (13) Felix Heinemann, op. cit., s. 95. 前掲訳書、一一一ペー<sup>ジ</sup>。
- (14) リの概念の変遷についての多くの重要な指摘が参考になる。「存在を秩序づけねばならぬことは秩序ある状態から、秩序づけられた存在そのものの転義である」として『眼の人』であつたギリシア人の「ロベモス以外の」他の「ことば」——たとえば「シバヤイデアなど」——の「ことば」われわれが「おこなはる」のである」藤井義夫「ロスモスとヨーハンナクシヤンロスの『ルルヌ』」『橋論叢』五六巻四号（一九六六年十月）一一一—一二ペー<sup>ジ</sup>。
- (15) Felix Heinemann, op. cit., s. 59. 前掲訳書、一五九ペー<sup>ジ</sup>。
- (16) Carl Schmitt, Der Nomos der Erde, Berlin, 1950, s. 40. カール・シュミット・新田邦夫訳『大地のノモス』上、福村正蔵、一九七七年、四九ペー<sup>ジ</sup>。
- (17) Heraklit, Fragm. B114, abgedr. in: Die Fragmente der Vorsokratiker, 17. Aufl., hg. v. Hermann Diels u. Walther Kranz, Bd. 1, Zürich, 1974, s. 176. 田中美知太郎「クラクシヤヌの『論叢』『田中美知太郎全集』十一巻、筑摩書房、一九七一年、四二〇ペー<sup>ジ</sup>。
- (18) 『島源田『法思想史』』青林書院新社、一九八〇年、二二五ペー<sup>ジ</sup>。
- (19) Carl Schmitt, op. cit., s. 40. 前掲訳書、四九ペー<sup>ジ</sup>。
- (20) 斎藤忍随「自然法と倫理——クラクレイテスの場合——」『哲學雜誌』七六三号（一九七六年十月）一一一ペー<sup>ジ</sup>には「『人間の法』をヨリバにおける様々の法律と解釈すればそれらも理想的なものならば、自然法的な性格をおもむかしれなし」という指摘も見られる。なお、長尾龍一「クラクレイテス哲学における闘争と授理」『社會科學紀要』一四号（一九六五年三月）では、リの断片は「一切の実定法を正当化する法実証主義の考えがみられぬ」と指摘している。
- (21) 鹿野教授はリの「神の一つのノモス」は「ヨシシスに對立するノモスでなくして、むしろ「ペトニア派で云うならば、神とゆふべき神聖性であり、ヨシシス、イマム、マーティニスである」と指摘されてゐる。鹿野治助「クラクレイテスのヨシシスとペトニアのヨシシス」『人文研究』（大阪市大）一六巻一号（一九六五年一月）一〇九ペー<sup>ジ</sup>。

### 三 アンティフォン

クセノフォンの『ソクラテスの思い出』のなかにはソクラテスとソフィスト・アンティフォンとの対話<sup>(1)</sup>が収められ、そこでわれわれは快樂主義的・個人主義的であり売名・利得のための博識を自負する典型的なソフィスト像に出会う。ところが他のソフィストたちについては多くの資料をわれわれに残してくれているプラトンが、このアンティフォン（紀元前五世紀末）に関しては全く触れていないため、従来、その思想の具体的な内容をわれわれは知ることができなかつた。

しかし、一九一五年に発見されたパピルスによって、アンティフォンは最も多くの断片を現代に遺しているソフィストとなつた。しかもその断片<sup>(2)</sup>は、ノモスにピュシスを対立させる他のソフィストの思想がいずれもプラトンにより描かれた間接的資料によるものに対し、ソフィストの自然法論を知るうえでの唯一の直接的資料といえるものである。イルティングもこのアンティフォンの見解をソフィストたちの自然法論の典型とみなし、まず彼の断片をみていくことから始めている。<sup>(3)</sup>

アンティフォンは次のように主張する。

「法律 *μόνοι* が人間たちをそれから遠ざけるものもそれへ促すものも、いざれ劣らず、自然 *φύσις* にとつては親しくも、また身内でもないものである。しかし、生きることや死ぬことは自然に属しており、しかも生きることは、為になるもの *μητρερόπτα* から人間たちに生じてくるが、死ぬことは為にならぬものから生じてくる。しかし法律によつて規定された為になるものの方は、自然をくくる鎖であるが、自然によつて規定されたそれの方は自由なもの

である」(田本光雄訳編『初期ギリシア哲学者断片集』岩波書店、一九五八年、110ページ)

「」で中心におかれている概念は“為になるもの”である。アンティフォンは「本当に為になるものは、損なう $\betaλάπτειν$  のではなくて、益する $\deltaφέλειν$  のでなくではならぬ」のに、「法律上の正しさ」と $\deltaκαίων$  というのは、その多くが自然に反した仕方で規定されてい<sup>(4)</sup>る」と指摘し、「法律上の正しさ」は「本当に為になるもの」でも「益する」ものでもないと主張する。<sup>(5)</sup>

「」で問題となつてゐるのが、正・不正の観念と利・害の観念との関係である。「」の関係は藤沢令夫教授が指摘されるように「『為になる、害になる』( $\deltaφέλειμον-\betaλαβερόν$ ) 」<sup>(6)</sup>とは『善・悪』( $\alphaγαθόν-κακόν$ ) 」<sup>(6)</sup>の価値概念の基底にあるその根本的意味であつた」と考へられるだけに重要である。

アンティフォンの場合、イルティングによれば、“Unrecht 不正”( $\alphaδίκια$ ) 」<sup>(6)</sup>という語は規範的な意味を全く持たず、一貫して “Schaden 損害” の意味で使われてゐる。例えど、「自分が不正を受けない限りは誰にも不正を働くかないので正しかりなのだ」というアンティフォンの言葉は、自分が損害を受けない限りは誰にも損害を与えないのが正しい、と主張しているにすぎない。」の “不正=損害” という図式をはつきりと示してゐるのが次の二つの箇所である。

「証人は、真実を証言しているにもかかわらず、ある意味で他人に不正 $\alphaδίκειν$  を働くことになる。なぜなら、証言の対象になつた者は、彼の証言のお陰で有罪とされ、何一つ「自分が」不正を及ぼしたのではない人物のせいで、財産なり生命なりを失うことになるからである」。

「裁いたり、判決したり、仲裁して決着させたりすることも正しかりではないことは明らかである。というのは、

ある人々を益することが他の人々を害することになるのであって、その場合、受益者は不正を受けないが、被害者は不正を受けているのである」。<sup>(7)</sup>

アンティフォンの眼からみれば、証人も検事も裁判官もそして調停人でさえ、自分には何も損害を与えていない人に損害を与えるということになり、「不正を働いた」ことになるのである。

右の論理は、ソフィストに詭弁家というマイナス・イメージを負わせるにほうつつけのものといえるかもしだい。しかしわれわれは、「不正＝損害」という言葉の使用をアンティフォンに可能にした原因が、当時のギリシア語の言語慣用にあることを見落としてはならない。イルティングによれば、不正という言葉だけではなく、次にみると「正しい」という言葉もまだ決して規範的な意味をもっていなかつたのである。<sup>(8)</sup>

「正しい」という言葉の規範的意味をもたない用例として、イルティングはまず、アンティフォンよりも二百年ほど前のソロンの文章を指摘している。それは、「風によって海は騒ぐ。だがもし誰も乱さなければ、海はすべてのものなかで最も正しい *δικαιοτάτη*<sup>(9)</sup>」という文である。*δικαιοτάτη* という言葉は、「キケロでさえ「この語を」改ざんしようとした」（廣川洋一）と言われるほど、後代の人々にとって理解しがたいものであったが、それは規範的な意味をもたない *δίκαιος* (*δικαιοτάτη* はこの最上級である) の用法に気がつかなかつたためであると考えられるのである。

次にイルティングが示す例は、先にも触れたクセノフォン（前四三〇年頃—三四五年頃）の文章である。

「人に靴屋の仕事を習わせたり、大工あるいは鍛冶屋または馬騎りを習わせたりしようと思うときには、どこへ習いにやるかとということに当惑する者はないが、〔中には馬や牛さえ、これを正しく *δικαιοῦν* しつけようと思えば、

教える師匠は幾らでもあるという人がある」ところが、誰かが自ら正義を学ぼうと思つたりすると、わからなくなるのは、じつに驚いたことだ」<sup>(12)</sup>。

つまり、馬丁や調教師の仕事は「馬や牛を正しくすること」であるとクセノフォンは表現しているのである。

そしてわれわれは、イルティングが引用する以外にも、アンティフォンの言葉の使用法が特異なものでなかつたことを示す文章に出会う。それは、前五世紀の「ヒポクラテス文書」といわれる医学書のなかに見られるもので、「一つの養生法が患者の身体に不正を与えないかぎり、それを続けてよい」とか、「寒暑や乾湿の一方的暴慢（過剰）が動植物にも人体にも、不正を及ぼす」<sup>(13)</sup>という文章が散見される。これらはいずれも害という意味で不正という言葉を用いている例と考えられる。<sup>(14)</sup>

このようにみてきたのち、イルティングは、「アンティフォンは、何らかのかたちで "in Ordnung 秩序づけられていふ" ものを "gerecht 正しい" とみなす、当時の言語慣用にとどまつていた」<sup>(15)</sup>と述べている。

さらに、「法律は後から勝手に定められたものであるが、自然のそれは必然的なものだ」と考えるアンティフォンには、はいりとした無政府的な帰結が生じてくる。「自然によつては〔本性上は〕 φύση われわれは、異国人にせよ、ギリシア人にせよ、凡ての者が凡ての点において同じようになまれつゝ……實際、われわれは皆、口と鼻とによって空中へ息を吐く」<sup>(16)</sup>。

イルティングの指摘するように、この前提のもとでは、ポリスの国制や法律上の秩序はなんらの拘束力も認められないことになるのは当然である。

「正しいことというのは、自分の住む国の習慣や法律に違反しないことなのであるが、この意味の正しさとなすことになるのは当然である。

いうものを自分のために最もよく利用するには、証人となる者のいる場合はかかる法律習慣を大いに敬い、証人のいない時には自然のそれを敬うがよい<sup>(17)</sup>。ただし、もしこれらの法律を「受け入れる人々に法からの守護が存し、受け入れずして反抗する人々に損失 *εκάττωσις* があるならば」、つまり、法律が絶対的な服従を強制しようとすれば、「違法は無益 *ἀνόητον* ではな」<sup>(18)</sup> いであろう。だが、事実は、これらの法律を「受け入れる人々にとって、法に基づく正しさは充分な守護をしない」<sup>(19)</sup>。ここから、『反自然的で』あり、人間によって『定立された』全ての法律は拘束力をもたないことが結論として出てくるのである。

さて、アンティフォンも、そして「私は諸君のすべてが同族の間柄であり、近親であり、同市民であると考える——ただし法においてではなく、自然において。なぜならば、相似たる者は自然において互いに同族の間柄にあるのであるが、これに対して法は、人の世を支配する専制君主であって、多くの反自然的なことを強制するからである」<sup>(20)</sup> と主張するヒッピアスも、本質的には協調を志向するものであったとイルティングは指摘する。これに対し同じソフィストたちのなかでも、契約説をとることによって攻撃的な個人主義とむすびついていた人々がいた。

- (1) Xenophon, Mem, 1, 6. クセノフォン・佐々木理訳『ソクラテスの思い出』岩波書店、一九五三年、六一一六六ページ。  
(2) ①のアンティフォンの断片は、式部久「ソフィスト・アンティフォン断片」『広島大学文学部紀要』一〇号（一九五六八月）、藤井義夫「ソフィスト・アンティフォンについて——コスマポリテースの一系譜——」上原專祿編『一橋大学社会学部論文集社会と文化の諸相』（如水書房、一九五三年）に全訳がみられ、山本光雄訳編『初期ギリシア哲学者断片集』（岩波書店、一九五八年）一一九一一二一ページ、松本厚「ソフィストにおける法と自然の問題」『広島大学文学部紀要』二五卷二号（一九六五年一二月）、田中美知太郎「ソフィスト」『田中美知太郎全集』三卷（筑摩書房、一九六九年）一三五ページ、同「否定的真実」『田中美知太郎全集』五卷（筑摩書房、一九六九年）二八二ページに一部の訳がみられる。なお次の文献ではアンティフォンの断片についての英訳がなされており理解の一助となる。Anton-Hermann Chroust, "The

Philosophy of Law of the Early Sophists," The American Journal of Jurisprudence, vol. 20, 1975, p. 91.

- (3) Ilting, Naturrecht, s. 246.
- (4) Antiphon, Fragm. B44, abgedr. in: Diels / Kranz, Fragmente, Bd. 2, 1972, s. 348, 349.
- (5) Ibid., s. 348. [日本光雄訳] 110ページ。
- (6) 藤沢令夫「哲学の哲學性」『東波講座哲學』一卷、岩波書店、一九七〇年、1ページ。
- (7) Diels / Kranz, op. cit., s. 354, 355. [武部久訳] 四七ページ。
- (8) ハーバードを詭弁家とみたる見解は「あだに根強」と。しかし、我が國でもあだに卑くかしいの見解が誤りである」とが指摘されている。例えば、「争論術一手段を選ばず、特に詭弁によって对手を追求し、内容如何に拘わらず其の説く所を破壊するを目的とする論法、は詭弁ソフア・ストラの発明の如く信ぜられるに至ったに拘わらず、実はソクラテス門下に発生したものである」(波多野精一「西洋宗教思想史(希臘の卷)」(一九二一年刊)、『波多野精一全集』三卷、岩波書店、一九七八年、一四八ページ)。
- (9) ハーバードの言葉について次の方摘が参考になる。「ハーバードの類語としての“カイオル”や中性名詞が、正しかるという意味を担っており、くじオーバーはじめて見出される。彼の主張する法律の法だぬぐれぬのだ、ややこしく慣用されていふハーバードの表現において確かめよう。ハーバードの法哲学、その前史——」『大阪経大論集』117号(一九六〇年1月) 七九ページ。
- (10) Solon, Fragm. 11, abgedr. in: Anthologia lyrica Graeca, hg. v. Ernst Diehl, 3. Aufl., Bd. 1, Leibzig, 1954, s. 35. 廣川洋一「哲學史のはじめ——トナクシマハムロベヒロノの場合——」『略釋』六九〇号(一九八一年十一月) 三六八ページより引用。佐々木毅教授は「ハロハは断片 111 [Diehl 編] は断片 111 の母で、自然に関して『正義』をハヤシテイセイ」のを、「正義という概念が存在一般の世界と密接な関係にある」ギリシア法思想の特徴の現れであると指摘されている。佐々木毅『ハーバードと政治』東京大学出版会、一九八四年、1111ページ。なお、ハの句を海山もむとそれに託してボリスを読んだものとする見解もある。仲手川良雄「ハロハの政治思想に対する自由」『社会科学論叢』110卷1号(一九八四年九月) 111五ページ。
- (11) 廣川洋一『ギリシア思想の生誕』河出書房、一九七九年、1110ページ。但し、写本の綴りを譲りとみる見解もある。有

田潤「七賢人問題論考——古ギリシア思想史ノート——」『暁稻田商学』150号（一九六一年一月）111ページも、原本の *στρι* *δικαιοτάτην* や *εστὶν ἀκαρότην*（「最も静かだ」）と解する見解を支持している。

- (12) Xenophon, Mem. 4, 4, 5. ハセノフ・オノ・佐々木理訳『ソクラテスの思ひ出』岩波書店、一九五三年、一一五ページ。
- (13) 田中喜英「『自然学者』アナクシマンドロス」『現代思想』十巻五号（一九八一年三月）五九ページより引用。
- (14) 田口一郎のよつた用例を「法的用語からの類推が医学上の諸現象の説明に」用いられたもの（西野基継「初期ギリシアにおける法的用語 (*δίκη*) の思想 (因・究)」『愛知大学法経論集』10回号（一九八四年三月）五三ページ）とみる」ともある。参考。ただし、前出の用語慣用について、岩田靖夫他著『西洋思想の流れ』東京大学出版会、一九六四年、六一ページ参照。
- (15) Ilting, Naturrecht, s. 247.
- (16) Diels / Kranz, op. cit., s. 353. 山本光雄訳110ページ。
- (17) Ibid., s. 346. 田中美知太郎「否定的真実」『田中美知太郎全集』五巻、筑摩書房、一九六九年、二八二ページ。
- (18) Ibid., s. 350. 松本厚訳110ページ。
- (19) Platon, Protag. 337c8-d3. 藤沢令夫訳「プロタゴラス」『アリスト全集』八巻、岩波書店、一九七五年、一七四ページ。  
ただし、「ヘヤベのゴルギアス的——アンティフォン的解釈は思想的にはやのピュラシスがヨレア的理性に立脚するものである」と云ふ、政治的には民主主義的であることをその特徴となす」（金子武蔵「ゴルギアスとヘヤベ」『形面上学への道』筑摩書房、一九四四年、1111ページ）という指摘もある。
- (20) 池田忠生「ホモノイア考——崩壊期ポリスの「様相」——」『歴史研究』八五号（一九六一年七月）も同様の見解をといている。

#### 四 アノニムス・プラトニス

イルティングは攻撃的で個人主義的なソフィストたちの一群をアノニムス・プラトニスと名付けている。プラトンの文献に表れている特定でもない人物という意味であるが、『ゴルギアス』においてカリクレスが、また『国家』に

おいてグラウコンが彼らの見解を代弁している。イルティングによれば、アノニムス・プラトニスに特徴的のは、アンティフォンやヒッピアスたちが実定法規範について、それを自然に反した恣意の産物であると考えたため、その内容に対して詳しい吟味をくわえることがなかつたのに比して、アノニムス・プラトニスは実定法の源を、弱者である大衆が少数の強者に対する防御のために結んだ社会契約に求め、実定法のより詳しい分析を行つたことである。<sup>(1)</sup>

アンティフォンの場合、自然法という言葉自体は、かれが自然と法とを対立するものと捉えていたため用いられていないが、アノニムス・プラトニスにあつては、つきのように、はつきりと自然法という言葉が使われている。

「すべて自然状態にあるものは、この欲心 *πλεονεσία* をこそ善きものとして追求するのが本来のあり方なのであって」、「他の動物でもそうだけれど、特にまた人間の場合においても、……そのとおりなのである。すなわち、正義とは、強者が弱者を支配し、そして弱者よりも多く持つ」と *τὸ πλέον ἔχειν* である。「この人たちがそういうことをしているのは、自然——つまり正義の自然本来のありがたに従つて *φύση* であり、しかも「彼らはたしかに法にも従つているのだ。しかしその法とは、自然の法 *νόμος τῆς φύσεως* である」。

ところが、「法律の制定者というのは、そういう力の弱い者たち、すなわち世の大多数を占める人間どもののである。……彼らは、余計に取るのは不正なことであると言」う。これはアノニムス・プラトニスによれば、「彼らが、自分たちの利益のこと念頭において」いるからである。それはつまり、<sup>(3)</sup>

「自然本来のあり方からいえば、人に不正を加えること *τὸ ἀδικεῖν* は善（利）*ἀγαθόν*、自分が不正を受けること *τὸ ἀδικεῖθαι* は悪（害）*κακόν* であるが、ただどうやらかといえど、自分が不正を受けることによつてこうむる悪（害）のほうが、人に不正を加えることによつて得る善（利）よりも大きい」からである。そこで彼らは、「不正を

加えることも受けることもないよう互いに契約を結んでおくのが、得策であると考えるようになり、人々は法律 *μόναχος* を制定し、お互いの間の契約を結ぶということを始めた<sup>(4)</sup>のである。

ソシでも、正・不正の観念と利・害の観念とが関連していることがみてとれるが、アノニムス・プラトニスの場合にはアンティフォンの場合とは違った論理展開がみられる。

さて、このような理由で結ばれた社会契約の根本規範は、その中心となるのは、「人に不正を加え」(*ἀδικεῖν*)ないこと、「平等の尊重」、そして、「他人のものに手をつけないこと」である。このうち、「人に不正を加えないこと」と「他人のものに手をつけないこと」という根本の規範については具体的に、「市場から好きなものを取つてくる」(窃盜)、「家に入りこんで、誰とでも好きなものと交わる」(姦通)、「これと思う人を殺す」(殺人)、「人を縛めから解放する」(囚人の解放)<sup>(5)</sup>、これらを禁止するものであることが、アノニムス・プラトニスによつて指摘されているのである。

「平等の尊重」については、アノニムス・プラトニス自身の口からは述べられていないが、イルティングによれば、プラトンの友人としても知られる、ピュタゴラス学派のアルキュタスが次のように代弁している。

「正しい計算が発見されたら、それは、争を止めさせ、和合を増す。何故なら、それが現れると、余計に取るといふ」と *πλεονεσία* はなくて、平等が存するからである。というのはその計算によつてわれわれは取り引きについて納得をする。だからこれを通じて貧乏人たちは有力者たちから受け取り、また金持ちたちは必要とする人たちに与える、それは両方ともこれを通じて等しいものを持つだろうと信じるからである<sup>(6)</sup>。

*πλεονεσία* の禁止がすなわち平等の確保を意味するという考えがこの時代にあっては共通の認識であつたと考えら

れるのである。

ところが、アノニムス・プラトニスによれば、*πλεονεσία* は人間の自然の「欲求」 (*ἐπιθυμία*) であつて、これを「法の力でむりやり、わきへ逸ら」<sup>(7)</sup> そうとする、人間の制定する法はアンティフォンの場合と同様、全く拘束力を持たないものとみなされるのである。それゆえ「正しくある」とをでなく、正しく思われる」とこそ望むべきだ」とアノニムス・プラトニスは人々に忠告するのである。

これに対し、*πλεονεσία* という自然を貫こうとする人物が登場すれば、そのときには自然法が確立されることになる。

「もしかして誰か充分な素質をもつた男が生まれてきたなら、その男は、これらの束縛をすべてすっかり振るい落とし、すたずたに引き裂き、くぐり抜けて、われわれがさだめておいた規則も呪文も、また自然に反する法律や習慣のいつさいをも、これを足下に踏みにじつて、このわれわれの奴隸となつていった男は、われわれに反抗して立ち上がり、今度は逆に、われわれの主人として現れてくることになるだろう。そしてそのときこそ、『自然の正義』*τὸ τῷ φύσεως δίκαιον* は燐然と、輝き出すことになるのだ」<sup>(8)</sup>。

イルティングによれば、このアノニムス・プラトニスの見解で注目されるべきことは次の点である。つまり、一方で伝統的な道徳観・法律観とははつきりと袂を分かつながらも、他方、実定法規範の多様性に対して唯一不変の法原理を探究することができる、しかもそれを生物としての人間の自然のうちに見いだすことができるということについては、全く何も疑つていらない点である。彼らは自然秩序と規範秩序とを明確に区別し、人間によつて制定された法を理性的規範体系と解していながら、その制定法は決して拘束力を持つことはできず、妥当性を持つ法の基礎は自

然のみであると考えるのである。

この点はわれわれに大きな驚きをあたえるとイルティングは指摘する。なぜなら、制定法についてのアノニムス・プラトニスの理論には、何らかのかたちで「制定」(gesetzt) われてはいるが、決して恣意的ではなく、その意味で「実定的」(positiv) ではない根本規範が含まれていねからである。イルティングによれば、こうした根本規範の考えはまさに近代の理性的自然法の発想を先取りするものである。もちろん、アノニムス・プラトニスの場合、寡頭政治への信奉のため、平等原理に基づく規範体系の担い手・名宛人として、弱者大衆だけでなくすべての人間を考えるまでには至っておらず、近代の自然法思想とは隔たりも存在する。つまり、アノニムス・プラトニスがイデオロギー批判の対象としたのは民主主義の考え方にはならなかつたのである。

「事実、もし誰かが先のような何でもしたい放題の自由を掌中に収めていながら、何ひとつ悪事をなす気にならず、他人のものに手をつけることもしないとしたら、そこに気づいている人たちから彼は、世にもあわれなやつ、大ばか者と思われる」とことじょう。ただそういう人たちは、お互いの面前では彼のことを賞賛するでしょうが、それは、自分が不正をはたらかれるのがこわいに、お互いを欺き合っているだけなのです<sup>(10)</sup>。

アノニムス・プラトニスには社会契約によって可能となつた共同生活の基礎を破壊するなどといふことは思いもよらなかつたのである。<sup>(11)</sup>

(1) Ilting, *Naturrecht*, s. 248. なお、堀豊彦「ソオフィストの種別とその政治理説」『法政研究』十四巻三・四号（一九四六年三月）も「[トンティフ・オンセ] 制定法に関する単純幼稚なる思想しか持つてゐなかつた」（九九ページ）と指摘している。

- (2) Platon, Pol. 359c5. 藤沢令夫訳「國家」『アリストン全集』十一卷、岩波書店、一九七六年、一〇九ペー<sup>ジ</sup>。
- (3) Platon, Gorg. 483c. ff. 加来彰俊訳「ガルギトス」『アリストン全集』九卷、岩波書店、一九七四年、一一四ペー<sup>ジ</sup>以下。
- 「」の箇所は「自然法」による古葉の最初の使用例を見出せるが、一般に認められていない。G. B. Kerferd, *The Sophistic Movement*, Cambridge, 1981, p. 112.
- (4) Platon, Pol. 359. 藤沢令夫訳、一〇八ペー<sup>ジ</sup>。
- (5) Ibid. 359-360. 藤沢令夫訳、一〇八-一一一ペー<sup>ジ</sup>。
- (6) Arcytas, Fragm. B3, abgedr. in: Diels / Kranz, *Fragmente*, Bd. 1, s. 437. 山本光雄訳編『初期ギリシア哲学者断片集』岩波書店、一九五八年、八八ペー<sup>ジ</sup>。
- (7) Platon, Pol. 359c6. 藤沢令夫訳、一〇九ペー<sup>ジ</sup>。
- (8) Ibid. 362a2-3. 藤沢令夫訳、一一五ペー<sup>ジ</sup>。
- (9) Platon, Gorg. 484a2-b1. 加来彰俊訳、一一六ペー<sup>ジ</sup>。この見解に対するアリストンは、「幾何学的な平等が神がみの間でも、人間たちの間でも、大きな力を持つてゐる」ことを理由に反駁を加えてゐる。Ibid. 508a. 加来彰俊訳、一八八ペー<sup>ジ</sup>。
- (10) Platon, Pol. 360d5-7. 藤沢令夫訳、一一一ペー<sup>ジ</sup>。
- (11) 「」のよくなイルティングの捉え方に對しては、グラウコンとカリクレスとを回列に扱うべきではないとの批判も可能である。例えば、G・H・セイバインはグラウコンの見解をカリクレスそしてアントニオ・イフカンに比較して反社会的な性格の弱いものとしてそれらからの區別している。G. H. Sabine, *A History of Political Theory*, 4th. ed., 1973, Hinsdale, p. 44.
- G・H・セイバイン・丸山真男訳(一九五〇年版の訳)『西洋政治思想史一』岩波書店、一九五二年、四二一ペー<sup>ジ</sup>。また、高田川郎「ギリシトの法思想」『法哲学講座』一卷、有斐閣、一九五六年、一六ペー<sup>ジ</sup>は、「[グラウコンやアントニオ・イフカン] ハンオネクシト[πλοερεσία]に対する肯定的乃至は同情的態度においてカリクレスに通ずるものをしてゐる」と指摘している。だが、ソフィアの社会契約説については、城戸由紀子「トルナイにおける民主政の政治理想研究のための論述」(11・訳)『阪大法学』一〇九号(一九七八年一一月)が示唆に富む。

## 五 アノニムス・イアンブリコス

最後にイルティングが取り上げるソフィストは、アノニムス・イアンブリコスである。<sup>(1)</sup>アノニムス・イアンブリコスとは、三世紀の新プラトン学派に属するイアンブリコスの著書「哲学のすすめ」<sup>(2)</sup>に収められている断片の著者であつて、その文体から紀元前五世紀の人物と推定される。

アノニムス・イアンブリコスは「人より多く持つ」と *πλεονεσία* に努力を払つてはならない」とし、「法と正義は、諸々のポリス *πόλεις* をそして人間たち *ἄνθρωποι* をいつしょに住まわせ *συνοικία* いつしょに保持する *συνέχεια* ものである」と述べている。これは明らかに、さきに見たアノニムス・プラトニスに対する批判、すなわち *πλεονεσία* を寡頭政の立場から称揚したことに対する批判である。<sup>(3)</sup>アノニムス・イアンブリコスはその理由を次のように指摘している。

人間は、「一人だけでは生きていけない者として生まれつき、必然に従いながら、互いに寄り集まつて來た *συνέχεια*」<sup>(4)</sup>のであって、彼等の凡ての生活の仕方も技術もその必然のために発見されたのであり、そして彼等が一緒にいながら、無法 *ἀνομία* のうちに暮らしていくことを得ない（というのは、そういう風に暮らしたなら、あの一人だけの暮らしよりも一そく大きな損害が彼等に生じてくるだろうから）<sup>(5)</sup>。

このような考え方は、いうまでもなく、ソフィストの祖といわれるプロタゴラスに起源をもつものである。プロタゴラスは「生活のための知恵」(*ἐπιτέλλουσ οὐρανία*) と「国家社会をなすための知恵」(*πολιτική οὐρανία*) とを区別し、人間が政治的共同社会で共に生活していくことを可能にするのは前者ではなくて後者であることを指摘していた。そ

して、その後者の知恵は、「つしみ」(*αἰδως*)と「ましめ」(*δικη*)とからなり、「<sup>(7)</sup>の一つのものが国家の秩序をととのえ、友愛の心を結集するための絆となる」と考えられていたのである。

右のようなプロタゴラス流の理由づけからアノニムス・イアンブリコスは次のような帰結を導き出す。すなわち、「これらの必然によつて法律 *νόμος* と正義 *δικαιον* は彼等に王として君臨しているのであって、それらを顛覆させることはどうしてもできないからである。何故なら、それらは自然によつて「本性上」*φύσει* 強力な者として彼等に結びつけられているものだから」<sup>(8)</sup>。

イルティングによれば、ここに初めて「自然的に正しいこと」という形容が法についてなされたのである。実定法秩序はもはや自然に対立するものとはみなされず、自然の必然性に基盤をおくものとみなされることになる。この立場からは、自然秩序を引き合いに出して実定法秩序が拘束力を持つていないと主張することはできない。逆に、この考えは実定法秩序の自然法的な基礎付けを得るために、実定法の基本原理を人間の自然的な生活条件のうちに探究しようとする動機の役割を果たすのである。

こうして、アノニムス・イアンブリコスは、アリストテレスやストア派による自然法の目的論的基礎づけが目指す結論をすでに先取りしていたとイルティングは指摘する。

さて、このようにみてくると、このアノニムス・イアンブリコスの見解を含めて、ソフィストの自然法思想には、拘束力のある規範の確固とした基礎は自然のうちにのみ見いだされるという考へが一貫してみられることになる。そしてこれまでの法思想史にあつては、彼等の考へは不當にも保守的なものと特徴づけられることが多かつたとイルティングは述べる。そうした位置づけが不當であるのは、「やがて検討することになる」プラトンの例が示すように、

自然法的なものの見方は、現行の実定法秩序は自然法と照らし合わせるにふさわしく根本から変更されるべきである、といふ主張とも結びつけることができるからである。

イルティングは、ギリシアの自然法思想に対する正当な批判は「法についてのあらゆる問題に答えるにむけとして自然をその基準とする」こと、人間の自発性と自由の価値への認識を妨げてしまうことにある、と指摘する。自然的な法秩序は常に、多少とも人間の恣意を取り去った体系、あるいは取り去るべく体系と理解されていた。そして、そのように伝統的な価値判断が自然的な基礎を持つとされてきたとイルティングは指摘するのである。

- (1) Ilting, *Naturrecht*, s. 249.
- (2) ジの著作については田中美知太郎「プロトニアテイコス」『田中美知太郎全集』五巻、筑摩書房、一九六九年を参照。また、田中美知太郎教授は「もし」の書が発見者クラスの主張するように、ペロポネソス戦争期〔紀元前四三二—四〇四〕のものだとすると、プロトニアがプロタゴラスのために書いたプロメテウス・ゼウスの説話には、「のうな前代一般の思想が利用されていたと考えねばならないだろう」と指摘されている。田中美知太郎「ソフィスト」『田中美知太郎全集』三巻、筑摩書房、一九六九年、七五八—。
- (3) Anonymous Iamblich, abgedr. in: Diels / Kranz, *Fragmente*. Bd. 2, s. 402, 21. 山本光雄訳編『初期ギリシア哲学者断片集』岩波書店、一九五八年、1111—。
- (4) Ibid., s. 401, 31.
- (5) アノニマス・イアンブリコスの主張が「内容的に先のカリクレスの論点に驚く程正確に対応するものである」ことなど、比較分析により明らかにしてくる文献として、[[島輝夫「ノモスルヌンス——その倫理的意味」金子武蔵編『自然』以文社、一九七九年が挙げられる。
- (6) Diels/Kranz, op. cit., s. 402, 24—28. 山本光雄訳 1111—。
- (7) Platon, *Protag*. 322. 藤沢令次訳「プロタゴラス」『アリストテレス全集』八巻、岩波書店、一九七五年、140—。
- (8) Diels/Kranz, op. cit., s. 402, 28—31. 山本光雄訳 1111—。たゞ、ノモスを「H」あることは「支配者」によるとば、

ピンダロスやヘロドトスをみてもあきらかなように、この時代の論者に共通している。金子武蔵「ノモス」『岩波講座倫理学』第一冊、岩波書店、一九四〇年、一七ページ参照。

### むすび

これまで、われわれはソフィストにおける自然法概念の成立過程をイルティングの所説に従って検討してきた。その結果、自然法概念の成立にはギリシアに特有の言語慣用の変化という前提があつたこと、ソフィストたちはこの前提に基づいて法に対する新たな見方を提示したこと、結論上の相違はあるが、拘束力をもつた法の基礎は自然に求めねばならない」という認識がソフィストたちに共通していたこと、が明らかにされた。

では、右の諸点によって、ソフィストおよびその自然法観についてどのような新たな理解が可能となるであろうか。

古代哲学史においてまずその名を挙げられるのが習わしになつてゐる大著を遺したツェラーは、「プラトン以後、『徳』の職業的教師として打って出で、その弟子達を行為と弁説に優れた者となす事を約束する者を狭義のソフィストと呼ぶようになった」とし、ソフィストに共通するものとして懷疑説、すなわち「客観的に真なる認識は不可能であり、我々の知識は主観的知識以上にるものではない」という考え方を指摘している。<sup>(1)</sup> このように認識の主観性・相対性を問題としたところにソフィストたちの哲学史上の大きな意義が認められるが、これが最も典型的にあらわれたのは彼らの倫理及び法についての理論においてであり、そこではノモス対ピュシスという図式のもとに正義の相対性そして法の実定性が指摘されたのであつた。<sup>(2)</sup>

イルティングはこのように位置づけられるソフィストの法思想を原典に即して丹念に叙述したのであるが、そのな

かで最も注目されるのは、ソフィストたちにおいて“正・不正”的概念は“利・害”という意味をもつていたという指摘である。

プラトンの『国家』篇ではソクラテスの口をつうじて、ソフィストの主張する内容は「大衆自身の集合に際して形づくられる通念 *δόματα* 以外の何ものでもな」<sup>(3)</sup>いと語られており、ソフィストは人々が漠然とした形で抱いていた通念を明確にし、あるいはさらにそうした通念をうみだした社会の風潮を助長する役割を果たすものであったとされる。この点に関しイルティングの右の指摘は、ソフィストたちが“正・不正”＝“利・害”という当時の一般的な認識そしてそれに基づく言語慣用をとらえて彼らの法思想を展開したことをあきらかにするものである。このソフィストたちの法についての見方が、当時のアテネの多くの人々の間に急速に広まつたことは、プラトンがその著作で幾度も指摘しているところである。

こうして、イルティングの概念史的分析によつて、従来ソフィストの思想全般に関して言われてきたその性格・機能が、法思想の分野においても妥当することが、より具体的に実証されたわけである。

さて、われわれは先に、「自然法的なものの見方が、なぜ現代にいたるまで多くの人々の心を捉えてきたのか」という問いを提示しておいた。この問いに答えることは容易ではないが、最も早く自然法の概念を構成したソフィストについては、イルティングによる自然法の考察を通じてわれわれはいちおう次のように答えることができるであろう。すなわち、自然法思想はその成立の時点において“正・不正”を“利・害”としていわば具体性をもつてとらえるギリシアの人々の慣用を背景としていたのであり、みずからの生にとつて利益をもたらすものか否かをものごとの判断基準におこうとする傾向に根ざしたものとして自然法は性格づけられる。もちろん、「アンティフォンが、自然的な

ものを有益なもののが概念で説明している点から、ソフィストの「う自然法は本質的に欲求と関連し、したがって自然的欲求である」（ヒルシュベルガー<sup>(4)</sup>）とまでいわれるかどうかは問題であろうが、少なくとも成立の時点においては、自然法の観念は人間の本性にそくした無理のない考え方として人々に受け入れられたといえるのである。<sup>(5)</sup>

ソフィストたちの法の見方はその後、法をめぐる思索のなかで、イルティングがアノニムス・イアンブリコスのところまで述べて『いる』ように、実定法の基本原理を人間の自然的な生活条件のなかに求めるきっかけをなすという重要な意味をもつことになる。また彼らの“正”あるいは“善”についての考えは、プラトンを始めとしてその後の問題についての考察を試みるさい——批判の対象となる——が多かつたにせよ——、避けて通ることができないものとなつてゐたことは周知のとおりである。<sup>(6)</sup>

ソフィストたちが活躍した紀元前五世紀後半は、ギリシア諸都市全般の、とくにペリクレスという賢明な指導者にめぐまれたアテネの最盛期であつたが<sup>(8)</sup>、ペロポネソス戦争をきっかけにギリシアは、やがて衰退に向かう。イルティングは、こうした社会の変化のなかにあって自然法思想がいかなる変容を遂げていくかをひき続き叙述している。しかし本稿は、ソフィストにおける自然法概念の成立をみていくことを対象としたものであり、自然法概念のその後の変化については今後の課題としたい。

(1) ショラー・大谷長訳『ギリシア哲学史綱要』未来社、一九五五年、1111ページ。なおこの翻訳は今日でも通説となつてゐる。C. J. Rowe, "Platon on the Sophists as Teachers of Virtue," *History of Political Thought*, vol. 4 No 3, 1983, p. 409.

(2) 亘藤武「『政治思想史』筑摩書房、一九七七年、四八ページ以下参照。

(3) Platon, Pol., 493a. 藤沢令夫訳「国家」『プラトン全集』11巻 琉波書店、一九七六年、四四一ページ。この点につ

て、池田美恵「プラトンの法理論」『筑波大学哲学・思想系論集』五号（一九七九年）二六ページ参照。

(4) ヒルシュベルガー・高橋憲一訳『西洋哲学史「古代』』理想社、一九六七年、九六ページ。ちなみに、高田三郎「ギリシアの法思想」『法哲学講座』二巻、有斐閣、一九五六、一六ページでは、グラウコンやアンティフォンの法思想を「後のエピクロスのそれに近いと見てよい」と指摘されている。

(5) “無理のないもの”という意味は、「知覚とはその根底においてあくまでも、デカルト的に言えば、何が為になり何が為にならないかの合図なのであり、ベルグソン的に言えば、生物体にとっての利害関係に従つた選択なのである。そして『為になる、害になる』ということは、『善・惡』という価値概念の基底にあるその根本的意味であ」（藤沢令夫「哲学の哲学性」『岩波講座哲学』一巻、岩波書店、一九七〇年、一八三ページ）ると考えられるからである。なお、正あるいは善と利について、次の論文は示唆に富む。田中美知太郎「正と善」日本文化会議編『西欧の正義日本の正義』三修社、一九八〇年。

(6) 阿南教授は、「自然法の第一原理が『善ヲナシ、惡ヲサケヨ』という場合『善』が人間本性の欲求の充足であるならば」とされたうえで、「人間本性の欲求充足のために『何がなまるべき』かを正しく洞察」する」との重要性を指摘している。阿南成一「自然法と社会学」『法哲学と社会学の理論』有斐閣、一九七一年、四一ページ。

(7) 後代への影響としては、例えば、イギリス功利主義の創始者ベンサムの思想に、「『善也』を『快也』と規定したソフィストの」復活をみてとる見解もある。村井実『善さの構造』講談社、一九七八年、一九、四九ページ。

(8) ソフィストたちが活躍した時代の背景については、原隨園「ソフィストたちの時代」『ギリシア史研究』一巻、創元社、一九四一年、参照。なお、時代背景を含めてソフィストについて Sophistik, hg. v. Carl Joachim Classen, Darmstadt, 1976 の Bibliographie ss. 641-710 が文献を網羅している。

(附記) 本稿執筆中、大阪市立大学文学部教授武田弘道先生の訃報に接した。邦訳のすてにあるものを含めて、本稿に引用したギリシア語原典の正確な理解のために、先生から有益な御助言を頂いたことを末尾ながら記しておきたい。